別冊資料

第128号議案 長崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

第129号議案 長崎市高島ふれあい海岸条例の一部を改正する条例

第130号議案 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例の一部を改正する条例

第132号議案 長崎市体験の森条例の一部を改正する条例

第133号議案 長崎市植木センター条例の一部を改正する条例

第140号議案 長崎ペンギン水族館条例の一部を改正する条例

目次ページ

【参考4】条例施行規則で制定するもの・・・・ 2~15

水産農林部令和7年9月

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則において規定する。

(1) 長崎ペンギン水族館

区 分		現行	改正案	
シャワー室		1回	100円	200円
コインロッカー		1個1回	100円	100円
	1人乗り		523円	730円
シーカヤック	2人乗り	1艇1時間	785円	1,090円
	3人乗り		1,047円	1,460円

(1) 長崎ペンギン水族館

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	_	減免率 100%
身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	減免率 市内100% 市外50%	減免率 市内100% 市外50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	_	減免率 50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く)が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率 100% 下記の場合	減免率 100%
・土曜日(長崎市立小、中学校管理規則(昭和33年長崎市教育委員会規則第2号)第3条第1項第3号から第6号までに掲げる期間内の土曜日を除く。以下同じ。)に観覧する幼児・本市に所在する児童福祉施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(高等学校、大学及び高等専門学校を除く。)の児童又は生徒及びその引率者で、次のいずれかに該当するもの(引率者にあっては、①に限る。) ① 学習の目的を持って観覧する者、② 土曜日に観覧する者	減免率 100%	廃止
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	_	減免率 50%
本市に所在する心身障害者団体又はその育成団体がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率 50%	廃止

(1) 長崎ペンギン水族館

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項目	現行	改正案	考え方
長崎検定3級以上の合格者で、観光客等の案内で利用すると確認できる場合			
さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客等の案内で利用すると 確認できる場合	_	減免率 100%	施設の利用促進や効果的な情報発 信のため
長崎市観光大使			
本市が認める高等教育機関(大学、短期大学、日本語学校及び専門学校 等)に在学する留学生	_	減免率 100%	・上段の内容に見直すもの
長崎市内に外国人登録し、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」 の在留資格を有するもの。	減免率 100%	廃止	工段の内各に兄直すもの
市長が発行した老人福祉カードを所持する本市に住所を有する者	減免率	廃止	高齢化率は増加が見込まれるものの、多種多様な介護予防が行われていることや世代間の公平性を確保するためなどにより廃止とする。
本市に住所を有する健康増進事業により交付された健康手帳を所持する 60歳以上の者	100%		当初想定していた減免効果が薄れ 合理的な理由に該当しないと判断 したため。

(1) 長崎ペンギン水族館

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現行	改正案
市長の承認を受けて指定管理者が発行した割引券を所持 する者	割引券に記載した割引率	割引券に記載した割引率
その他市長が特に必要とみとめるとき	市長が定める額	市長が定める額

- (1) 長崎ペンギン水族館(長崎ペンギン水族館 第1駐車場)
- (2) たちばな漁港有料駐車場(長崎ペンギン水族館 第2駐車場)

ア減免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現行	改正案
身体障害者手帳等を所持する者が乗車する自動車を駐車させ た者	減免率50% 最初の4時間まで	減免率50% 最初の4時間まで
国、他の地方公共団体において、本市と協議等のために使用 する自動車を駐車させた者	減免率100%	減免率100%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項目	現行	改正案	考え方
道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急 自動車を駐車させた者			安全確保等に寄与するため。
駐車場の付近において国又は地方公共団体が防疫活動その他の緊急を 要する公務を行うために使用する自動車を駐車させた者			市営駐車場と同様の利用が可能となるよう設定するもの。
水族館又は漁港の運営又は施設及び設備の維持管理のために必要な業務を行うための自動車を駐車させた者	減免率 100%	減免率 100%	公共施設の適正管理及び利用環境の維持のため
漁業生産活動を行うために使用する自動車を駐車させた漁業従事者 (第2駐車場のみ)			施設の目的に合致するもの。
本市又は本市の機関が公務を行うために使用する自動車を駐車させた者			市営駐車場と同様の利用が可
本市若しくは本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事のために駐車する自動車を駐車させた者	_		能となるよう設定するもの。

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	市長が定める額

(3) 高島ふれあい海岸(飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場)

	区分		改正案
	台座付テント(1基1泊)	1,571円	2,200円
キャンプ用品	組立式テント(1張1泊)	523円	730円
	バーベキューセット(1台1日)	261円	390円
コインロッカー	- (小:1個1回)	100円	100円
コインロッカー(中:1個1回)		100円	100円
コインロッカー(大:1個1回)		200円	200円
温水シャワー	温水シャワー(1回)		200円

(3) 高島ふれあい海岸(飛島磯釣り公園、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場)

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率 100%	減免率 100%
身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	減免率 市内100% 市外50%	減免率 市内100% 市外50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率 50%	減免率 50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く。)が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率 70%又は 100%	減免率 100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率 50%	減免率 50%
本市に所在する心身障害者団体又はその育成団体がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率 50%	廃止

(イ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現 行	改正案
その他市長が特に必要とみとめるとき	市長が定める額	市長が定める額

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

区分		現行	改正案	
温水シャワー		10	100円	200円
コインロッカー		1個1回	200円	200円
+-7	1人乗り	4 671 4 0土88	523円	730円
カヌー	2人乗り	1艇1時間	785円	1,090円
パラソル		1本1日	628円	870円

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	-	減免率 100%
身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者 (夏期の利用の場合)	減免率 市内100% 市外なし	減免率 市内100% 市外50%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき(夏期以外の利用の場合)	-	減免率 50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	-	減免率 50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く。)が、その目的達成のために施設を利用するとき	-	減免率 100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で 利用するとき	減免率 50%	減免率 50%
国、他の地方公共団体において、本市と協議等のために使用する自動車を駐車させた者	-	減免率 100%
身体障害者手帳等を有する者が乗車する自動車を駐車させた者	減免率 100%	減免率 50%

(4) 野母崎高浜海岸交流施設

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項目	現行	改正案	考え方	
道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させた者			安全確保等に寄与するため。	
交流施設の運営又は施設及び設備の維持管理のために必要な業務を行う ための自動車を駐車させた者	減免率 100%		公共施設の適正管理及び利用環境 の維持のため	
本市又は本市の機関が公務を行うために使用する自動車を駐車させた者		│ 減免率 │ 100%		
駐車場の付近において国又は地方公共団体が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車を駐車させた者			市営駐車場と同様の利用を可能としまるため。	
本市若しくは本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事のために駐車する自動車を駐車させた者	_		7 3.3-70	

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現 行	改正案
その他市長が特に必要とみとめるとき	市長が定める額	市長が定める額

(5) 体験の森

区 分			現行	改正案	
バーベキューセット	大	1台1泊	1,047円	1,460円	
	小	1台1泊	523円	730円	
布団	シーツ付	1組1泊	523円	730円	
寝袋	シーツ付	1組1泊	523円	730円	
食器	1人分	1組1泊	104円	200円	
電磁調理器		1台1泊	523円	550円	
温水シャワー ※1		10	100円	200円	
冷暖房設備 ※ 2	宿泊の場合	1台1時間	523円	廃止	
	休憩の場合	1台1時間	52円	廃止	

- ※1 温水シャワーの現行は条例に規定
- ※2 冷暖房設備については、休養宿泊施設の利用料金に含めるため廃止

(5) 体験の森

イ 減 免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率 80%又は 100%	減免率 100%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率 40%	減免率 50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率 40%	減免率 50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く。)が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率 70%	減免率 100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業 で利用するとき	減免率 40%	減免率 50%

(イ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現行	改正案
その他市長が特に必要とみとめるとき	市長が定める額	市長が定める額

(6) 植木センター

ア 附属設備の利用料金の基準額

研修室の利用料金に含めるため廃止とする。

	区分		現行	改正案
◇哑言乳 供	研修室1	1時間につき	167円	廃止
冷暖房設備	研修室 2		73円	廃止

(6) 植木センター

イ減免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率 80%又は 100%	減免率 100%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率 40%	減免率 50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率 40%	減免率 50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率 学校70%	減免率 100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率 40%	減免率 50%

(イ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現 行	改正案
その他市長が特に必要とみとめるとき	市長が定める額	市長が定める額